

情報公開制度・個人情報保護制度を紹介します

開かれた市政を実現するために〈情報公開制度〉

【情報公開制度とは】

市が保有する市政情報をどなたにでも原則として公開する制度です。市が保有する情報は、どなたでも市政情報の公開請求をすることができます。

【公開の対象となる市政情報】

職員が職務上作成し、または取得した文書、パソコンなどで作成した電磁的記録、その他これらに類するもので、市が保有しているもの

【公開できない市政情報】

原則として公開ですが、次の情報は公開されないことがあります。

- ▷ 法令などにより、公開できない情報
- ▷ 個人に関する情報
- ▷ 法人などの情報で正当な利益を著しく害すると認められる情報
- ▷ 市政運営の執行に著しい支障が生じることが明らかに認められる情報
- ▷ 公共の安全と秩序に著しい支障が生じることが明らかな情報

【公開請求の方法】

公開請求書に次の必要事項を記入のうえ、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）まで提出してください。郵送やファクス、電子申請による請求もできます。

- ▷ 請求日
- ▷ あて先＝実施機関名（市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・議会・土地開発公社）
- ▷ 住所・氏名・電話番号
- ▷ 請求の区分（閲覧・視聴・写しの交付）
- ▷ 市政情報の件名または内容

【公開の決定】

請求日の翌日から7日（土曜・日曜・祝日を除く）以内に決定し、書面で公開・一部公開・非公開の区分で通知します。

【公開に必要な費用】

- ▷ 電子複写機による写しはコピー1枚10円
- ▷ その他の写しは、写しの作成に要する費用

プライバシーを守るために〈個人情報保護制度〉

【個人情報保護制度とは】

市では、市民の皆さんの個人情報を収集・保有・利用していますが、個人情報の取り扱い、プライバシーの侵害を防ぎ、基本的人権である個人の尊厳の擁護についてのルールを定める必要があります。

市は、個人情報の適正な収集・保有・利用の義務を課し、皆さんには、自己に関する情報は自分でコントロールすることができる権利を保障しています。

【個人情報とは】

個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいいます。

【保有個人情報とは】

個人情報のうち、文書、電磁的記録などで市が保有しているものをいいます。

【個人情報を守るために】

個人情報の収集

個人情報の収集や利用などは、その業務にとって必要最小限の範囲で行います。

思想・信条・宗教などに関する個人情報の収集や利用などは原則として行いません。

収集はその目的を示して、原則として本人から直接収集します。

保有個人情報の管理

保有個人情報の目的外利用または外部提供は、原則として行いません。

保有個人情報は、正確で最新のものとし、漏えいなどの事故を防止します。

コンピュータで処理するときや業務を委託するときは必要な措置を講じます。

個人情報の保有、利用状況を明らかにします。

【自己情報の開示等請求の内容】

- ▷ 開示の請求
- ▷ 誤りがある場合は訂正の請求
- ▷ 規定によらないで収集等しているときは削除の請求
- ▷ 規定によらないで目的外利用、外部提供をし、

またはしようとしているときなどは中止の請求

【開示ができない場合】

本人に開示することが原則ですが、次の個人情報は開示されないことがあります。

- ▷ 法令により、開示しないことが定められているもの
- ▷ 他の個人情報を漏らすことになること
- ▷ 市の公正な職務執行に著しい支障が生じることが明らかなもの
- ▷ 情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて公益上必要であると認めるとき

【自己情報の開示等請求の方法】

開示等請求書に次の必要事項を記入のうえ、本人を確認する書類（運転免許証、パスポートなど）を添えて、情報公開コーナー（市役所第二庁舎6階）まで提出してください。

- ▷ 請求日
- ▷ あて先＝実施機関名（市長・教育委員会・選挙管理委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会・議会・土地開発公社）
- ▷ 住所・氏名・電話番号
- ▷ 請求の区分（閲覧・写しの交付・訂正・削除・目的外利用等の中止）
- ▷ 請求に係る保有個人情報の記録の内容

【開示等の決定】

開示請求は、請求日の翌日から7日（土曜・日曜・祝日を除く）以内、訂正・削除・目的外利用等の中止請求は、20日（土曜・日曜・祝日を除く）以内に決定し、通知します。

【開示に必要な費用】

- ▷ 電子複写機による写しはコピー1枚10円
- ▷ その他の写しは、写しの作成に要する費用

情報公開決定および保有個人情報開示等決定に不服がある場合は、決定のあったことを知った日の翌日から3か月以内に不服申し立て（審査請求）をすることができます。不服申し立ては、第三者機関の情報公開・個人情報保護審査会の審査を経て最終の決定となります。

問合先 総務課情報公開係 ☎042-387-9926

2月の相談日

お気軽にご相談ください

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係 (市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818)	高齢者介護相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷ 小金井きた地域包括支援センター (桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
外国人相談 (English)	2月21日 February 21 午前10時～正午 10:00am-12:00am		高齢者向け住宅改修相談	火曜日＝小金井ひがし地域包括支援センター 第2木曜日＝小金井みなみ地域包括支援センター 第4木曜日＝小金井きた地域包括支援センター いずれも午後1時30分～4時30分 ※ 電話で各地域包括支援センターへ予約してください。	▷ 小金井みなみ地域包括支援センター (前原町5-3-24 ☎042-388-8400)
法律相談	2月2・7・9・14・16・21・23・28日	▷ ところ＝市民相談室 ▷ 予約が必要です。	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	▷ 小金井ひがし地域包括支援センター (中町2-15-25 ☎042-386-6514)
法律相談	2月8・22日	▷ 法律相談、交通事故相談、外国人相談は、1月16日から、直接または電話で受け付け。法律相談は各日とも6人	シルバー人材センター入会相談	第1・第2木曜日 (祝日を除く) 午前10時～正午 (午前10時までに来所の方)	▷ 小金井にし地域包括支援センター (貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
人身の上相談	2月20日	▷ その他の相談は、相談日の当日午前9時～正午に、直接または電話で受け付け	福祉サービス苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	まちづくり推進課住宅係 (市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861) へ1週間前までに予約してください。
建築・登記・表示登記相談	2月1日	▷ 広報秘書課広聴係 (☎042-387-9818) へ予約してください。	創業相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ ところ＝東小金井事業創造センター (梶野町1-2-36) ▷ 同センターホームページ (http://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話 (☎0422-31-2040) で予約してください。
行政相談	2月16日		生活困窮者自立相談	月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時	自立相談サポートセンター (本町5-36-17 ☎042-386-0295)
相続等暮らしの書類作成相談	2月15日		ひきこもり相談	第4火曜日 午前10時30分～午後1時	▷ ボランティア・市民活動センター (本町5-36-17 ☎042-387-0011) ▷ 予約制 (1日2組まで)
交通事故相談	2月14日				
女性総合相談 (夫婦・家族・人間関係)	2月3・10・17・24日 午後1時30分～4時30分 ※ 保育あり (1歳以上の未就学児。1か月前までに要事前申込)	▷ ところ＝市民相談室 ▷ 企画政策課男女共同参画室 (☎042-387-9853) へ予約してください。			
母子 (ひとり親)・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	子育て支援課 (市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9836)			
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談所 (本町6-5-3 シャトー小金井別館3階 ☎042-384-2508)			
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)	経済課 (市役所第二庁舎4階 ☎042-384-4999)			
労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時	労働相談情報センター国分寺事務所 (国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)			